

最高裁決定を受け、選択的夫婦別姓制度導入を求める会長声明

2021年6月23日、最高裁判所大法廷は、夫婦別姓を認めない現行民法750条及び戸籍法74条1号について憲法に違反しないと判断した。

2020年11月の参議院予算委員会における法務大臣の答弁によれば、法律で夫婦同姓を強制している国は世界中で日本だけである。氏名は個人尊重の基礎であり、自己の意に反してでも改姓に応じなければ相続や税控除、共同親権といった法律婚の効果を享受できないとする現行民法の規定は、憲法13条、14条違反にあたるとの指摘もなされているところである。

また、日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准しているが、国連女性差別撤廃委員会から、過去複数回にわたって、夫婦別姓を認めない民法の規定は「差別的規定」であるとして是正勧告を受けている。実際、わが国においては、婚姻にあたり95%以上の夫婦において女性が姓を変えており（2019年厚生労働省人口動態調査）、看過し難い不平等が生じているというほかなく、同民法の規定は、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等について規定する憲法24条に違反するとの指摘もなされているところである。改姓により生じる職業上及び生活上の不利益のほとんどを女性が被っている実態は、女性活躍の推進にも明らかに逆行しており、男女間の不均衡を示す指標であるジェンダー・ギャップ指数2021でも156か国中120位と先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも韓国、中国、ASEAN諸国より低い結果となった日本の現実を浮き彫りにしている。

今回の決定で、最高裁は、夫婦別姓禁止について合憲であるとした2015年最高裁大法廷判決の判断を変えるべきとは認められないとしたが、違憲と判断した4人の裁判官の反対意見をはじめ、多数意見も選択的夫婦別姓制度は国会で論ぜられるべき事柄と指摘しているのであり、国会は、最高裁大法廷が二度にわたり、国会の議論を求めていることを重く受け止めるべきである。1996年には、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正要綱試案を答申しており、それ以来同制度の導入が検討され続けてきたにもかかわらず、25年経過した現在もなお、国会がこれらを放置してきたものであって、これ以上の議論の先延ばしは許されない。

当会は、国に対し、改めて民法等を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く求める。

2021年（令和3年）8月23日

宮崎県弁護士会

会長 谷口 渉

